

主要施策名:(2)人権啓発の推進

事務事業本数:4

基本目標(章)	主要施策(節)	施策区分	事務事業 コード	事務事業	所管課
⑥公平で誇りの 持てる社会づくり	(2)人権啓発の 推進	(1)人権教育と人権 啓発活動の充実	621-1	隣保事業	人権啓発課
			621-2	人権啓発推進事業	人権啓発課
			621-3	人権啓発活動地方委託事業	人権啓発課
			621-4	人権問題対策推進事業	人権啓発課

事務ふりかえりシート

《基本情報》

事務事業の名称 【1】	隣保事業		所管課 【2】	人権啓発課									
			作成者(担当者)	平嶋 知典									
総合計画での位置付け 【3】	基本目標(章)	⑥公平で誇りの持てる社会づくり					重点 施策 【4】						
	主要施策(節)	(2)人権啓発の推進											
	施策区分	(1)人権教育と人権啓発活動の充実					☐ 該当						
実施の根拠 (複数回答可) 【5】	☐ 市長公約												
	☒ 法令、県・市条例等【 社会福祉法、隣保館設置運営要綱、地域改善事業費補助金交付要綱、玉名市伊倉ふれあいセンター条例 】												
	☒ その他の計画【 人権教育・啓発基本計画、第2次玉名市人権教育・啓発基本計画 】 ☐ 該当なし												
事業区分 【6】	☒ ソフト事業 ☐ 義務的事業 ☐ 建設・整備事業 ☐ 施設の維持管理事業												
	☐ 内部管理事務 ☐ 計画等の策定及び進捗管理事務												
会計区分 【7】	☒ 一般会計 ☐ 特別・企業会計【 】					款	3	項	1	目	7	細目	1

《事務事業の目的》

事務事業の実施背景(どのような問題又はニーズがあるのか) 【8】	国民的課題としての同和問題をはじめ様々な人権課題の解決に資するため、各種の事業を行い地域住民の生活の改善や人権意識の向上等を図らなければならない、課題の解決に向けて積極的に取り組んでいく必要がある。
対象 (誰、何に対して、受益者等) 【9】	市民、人権
意図 (どのような状態にしたいか) 【10】	生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的にを行い、地域社会全体の中で地域交流事業のサークル活動や講座等を通して福祉の向上、人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターを目指す。

《事務事業の概要》

事業期間 【11】	☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返し ☐ 期間限定複数年度		
	【 年度 】	【 H17 年度から 】	【 年度～ 年度まで 】
事業主体 【12】	☐ 国 ☐ 県 ☒ 市 ☐ 民間 ☐ その他【 】		
実施方法 【13】	☒ 直営 ☐ 全部委託・請負 ☐ 一部委託・請負 ☐ 補助金等交付 ☐ その他【 】		
事務事業の具体的内容 【14】	伊倉ふれあいセンターにおいて、同和問題をはじめとした様々な人権相談や生活上の相談窓口を開設。 センター主催講座の「ふれあいサロン」「人権啓発ビデオ上映会」等を開催し、住民交流を促進。 人権啓発として「伊倉ふれあいセンターだより」の発刊 センターの円滑な運営を図るため設置された 伊倉ふれあいセンター運営審議会の開催。(年2回) 子ども達から大人までが、一同に会し交流を図るイベント「フェスティバル」の開催。(年1回) R6年度から2ヶ年、熊本県隣保館連絡協議会(県下19館で組織)の事務局事務等を担う。		
	【15】 事務事業を構成する細事業(5)本		
	⇒ ① 相談事業		
	② 地域交流促進事業		
	③ 人権啓発広報事業		

《事務事業実施に係るコスト》

			R03年度決算	R04年度決算	R05年度決算	R06年度予算	全体計画
投入コスト	事業費(千円)	国庫支出金	0	0	0	0	0
		県支出金	804	1,180	1,284	884	0
		起債	0	0	0	0	0
		受益者負担	0	0	0	0	0
		その他	145	227	270	276	0
		一般財源	3,647	3,151	2,918	2,755	0
		【16】 小 計	4,596	4,558	4,472	3,915	0
	職人件費	職員人工数	0.60	0.60	0.64	0.65	
		職員の年間平均給与額(千円)	5,223	5,429	5,554	5,635	
		会計年度任用職員人工数	1.40	1.40	1.40	1.40	
		会計年度任用職員の年間平均給与額(千円)	1,632	1,382	1,325	2,374	
		【17】 小 計	5,419	5,192	5,410	6,987	
	合 計		10,015	9,750	9,882	10,902	

《事務事業の手段と活動指標》 【18】

事務事業を構成する細事業	手段(細事業の具体的内容)	活動指標	単位	R03実績	R04実績	R05実績	R06計画
① 相談事業	来館・訪問等による受付	相談件数	件	37	38	30	40
② 地域交流促進事業	講座等の実施	講座実施回数	回	230	349	418	430
③ 人権啓発広報事業	「伊倉ふれあいセンターだより」の発行	発行回数	回	12	12	12	7

《事務事業の成果》 【19】

成果指標(意図の数値化)		計算方法又は説明	単位	R03目標 R03実績	R04目標 R04実績	R05目標 R05実績	R06目標
1	伊倉ふれあいセンター(隣保事業)開館日の平均利用者数	利用者数を開館日数で割った平均利用者数	人	15.0 12.9	15.0 17.6	17.0 20.0	21.0
2							

《事務事業の評価》

	評価視点	判断理由
(必要 妥当性 性)	【実施主体の妥当性】【20-1】 市が実施すべきであるか(民間、NPOなどが実施できないか。)	☒ 市が実施すべき ☐ 市が実施する必要はない 国民的課題としての同和問題をはじめ様々な人権課題の解決に資するため、課題解決に向けての施策を行政が積極的に取り組んでいく必要があるため。
	【目的の妥当性】【20-2】 社会情勢の変化により、目的(対象・意図)の見直しは必要でないか。	☒ 必要なし ☐ 必要あり 国民的課題としての同和問題をはじめ様々な人権課題は、現在においても重要であるため。
	【休廃止の影響】【20-3】 事務事業を休止・廃止をした場合、市民に影響はないか。	☐ 影響なし ☒ 影響あり 国民的課題としての同和問題をはじめ様々な人権課題の解決に資するための事業であるため、休止・廃止等は考えられない。
有効性 【21】	【目標の達成度】【21-1】 成果指標の目標は達成できたか。 未達成の場合、原因はどのようなことが考えられるか。	☒ 達成 ☐ 未達成 人権啓発、福祉向上、住民の交流の場として、利用者数は目標を超えた。
	【細事業の妥当性】【21-2】 目的(意図)を達成するため、細事業の構成は適当であるか。	☒ 適当 ☐ 不適当 地域改善事業費(隣保館運営費等)補助金要項に沿った構成となっている。
効率性 【22】	【コストの低減】【22-1】 コストの低減について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり 隣保事業は、地域改善事業費(隣保館運営費等)補助金要項に沿って実施しているため。
	【執行過程の見直し】【22-2】 執行過程の簡素化・改善について、検討の余地はないか。(デジタル技術の導入など)	☒ 余地なし ☐ 余地あり 隣保事業は、地域改善事業費(隣保館運営費等)補助金要項に沿って実施しているため。
	【民間活力の活用】【22-3】 民間のノウハウ活用について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり 隣保事業は、地域改善事業費(隣保館運営費等)補助金要項に沿って実施している、事業の実施背景から、民間のノウハウ活用は検討の余地はない。
	【類似事業との統合】【22-4】 目的が類似する他の事業との統合について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり 隣保事業は、地域改善事業費(隣保館運営費等)補助金要項に沿っての内容から、類似事業はない。また、施設は既に統合済み(旧隣保館と旧児童館)
公平性 【23】	受益者負担について、検討の余地はないか。 徴収を行っている場合は、負担水準(対象・金額)について検討の余地はないか。	☐ 余地あり ☒ 余地なし 隣保事業は、社会福祉法第二社会福祉事業で、施設使用については「無料又は低額な料金で利用させること」が示されており、県下の同施設との整合性を図りながら現在の料金設定となる。

《前回からのふりかえり結果と今後の方向性》

前回のふりかえりに対して 見直し・改善状況 【24】	(前回のふりかえりの内容) 令和3年度から、大幅にセンター(隣保事業)主催事業を増やし、コロナ禍ではあったものの利用者の増加に繋がった。令和4年度もアンケート調査の結果を受けての改善に取り組んだ。今後も、これまで通り、伊倉ふれあいセンターだよりや市HP、広報紙を活用し、センター利用者の更なる増加に繋げていく。
	(前回のふりかえりに対する見直し・改善状況) コロナ禍もほぼ終息し、センター(隣保事業)主催事業については、その数を増やし利用者増の一要因となっている。また、貸館の活動も活発になり、利用者増に繋がっている。今後も、伊倉ふれあいセンターだよりや市HP、広報紙を活用し、センター利用者の更なる増加に繋げていく。
今後の方向性 【25】	☐ 拡充して継続 ☒ 現状のまま継続 ☐ 縮小して継続 ☐ 執行方法の改善 ☐ 休止・廃止 ☐ 終了
今後の方向性に対する 見直し・改善の具体的内容	令和6年度から2ヶ年、県下19館で組織された熊本県隣保館連絡協議会の事務局となり、この業務がかなりのボリュームであることから、センター(隣保事業)主催事業については、見直し(事業の削減)を行うことについて、5月22日開催の「令和6年度第1回伊倉ふれあいセンター運営審議会」に諮り承認を得ている。今後も利用者増に繋がるよう主催事業は実施していく。

■評価責任者記入欄■

評価責任者(課長)の所見 【26】	新型コロナウイルス感染症が昨年5月に5類へと移行され、対面による主催事業(講座等)の実施回数も増え、利用者数もコロナ禍前まで回復した。利用者ニーズを十分に把握し、子どもから高齢者まで世代を問わず誰もが参加しやすい主催講座の開講を目指す。引き続き事業の周知啓発を図るとともに、人権啓発の住民交流の拠点となるよう事業の充実を図る。	評価責任者 平川 伸治
----------------------	---	----------------

事務ふりかえりシート

《基本情報》

事務事業の名称 【1】	人権啓発推進事業		所管課 【2】	人権啓発課		
			作成者(担当者)	宮本真由美		
総合計画での位置付け 【3】	基本目標(章)	⑥公平で誇りの持てる社会づくり				重点 施策 【4】 ☐ 該当
	主要施策(節)	(2)人権啓発の推進				
	施策区分	(1)人権教育と人権啓発活動の充実				
実施の根拠 (複数回答可) 【5】	☐ 市長公約					
	☒ 法令、県・市条例等【 人権教育・啓発推進法、玉名市差別をなくし人権を守る条例 】					
	☒ その他の計画【 人権教育・啓発基本計画、第2次玉名市人権教育・啓発基本計画 】 ☐ 該当なし					
事業区分 【6】	☒ ソフト事業 ☐ 義務的事業 ☐ 建設・整備事業 ☐ 施設の維持管理事業					
	☐ 内部管理事務 ☐ 計画等の策定及び進捗管理事務					
会計区分 【7】	☒ 一般会計 ☐ 特別・企業会計【 】 款 3 項 1 目 8 細目 1					

《事務事業の目的》

事務事業の実施背景(どのような問題又はニーズがあるのか) 【8】	偏見や差別など普遍的な人権課題があり、市民の人権意識の向上等を図り、人権問題解決につなげていく必要がある。
対象 (誰、何に対して、受益者等) 【9】	市民、人権
意図 (どのような状態にしたいか) 【10】	人権に関する様々な課題解決のために研究し、効率的で効果的な人権啓発活動を実施することで、市民の偏見や差別をなくし、人権を守り、市民がお互いに思いやる社会を目指す。

《事務事業の概要》

事業期間 【11】	☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返し ☐ 期間限定複数年度 【 年度 】 【 H17 年度から 】 【 年度～ 年度まで 】		
事業主体 【12】	☐ 国 ☐ 県 ☒ 市 ☐ 民間 ☐ その他【 】		
実施方法 【13】	☒ 直営 ☐ 全部委託・請負 ☐ 一部委託・請負 ☐ 補助金等交付 ☐ その他【 】		
事務事業の具体的内容 【14】	【15】 事務事業を構成する細事業(5)本		
	⇒	①	人権啓発事業
		②	人権教育・啓発推進研修事業
		③	熊本県市町村人権啓発推進連絡協議会事業
・人権尊重社会を目指し、人権週間に合わせて大型商業施設での街頭啓発・学童保育での啓発活動を行う。 ・同和問題をはじめあらゆる人権問題への意識を高めるため、計画に沿って施策を推進し、市民や職員向けの研修を行う。 ・県内市町村で組織する協議会で、様々な人権課題への取組、解決へ導くための情報収集や研修を行う。 ・人権教育啓発推進センターや情報誌等から人権に関する情報を収集する。 ・あらゆる差別をなくすため調査審議し、玉名市人権教育・啓発基本計画(改定版)の策定に反映させる。(概ね10年毎)			

《事務事業実施に係るコスト》

			R03年度決算	R04年度決算	R05年度決算	R06年度予算	全体計画
投入コスト	事業費(千円)	国庫支出金	293	328	313	313	0
		県支出金	0	0	0	0	0
		起債	0	0	0	0	0
		受益者負担	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		一般財源	624	1,065	560	868	0
		【16】 小 計	917	1,393	873	1,181	0
	職人 員 件 の 費	職員人工数	0.65	1.45	0.75	0.75	
		職員の年間平均給与額(千円)	5,223	5,429	5,554	5,635	
		会計年度任用職員人工数	0.00	0.00	0.00	0.00	
		会計年度任用職員の年間平均給与額(千円)	1,632	1,382	1,325	2,374	
		【17】 小 計	3,395	7,872	4,166	4,226	
	合 計		4,312	9,265	5,039	5,407	

《事務事業の手段と活動指標》 【18】

事務事業を構成する細事業	手段(細事業の具体的内容)	活動指標	単位	R03実績	R04実績	R05実績	R06計画
① 人権啓発事業	街頭で人権啓発活動を実施	実施箇所	カ所	6	20	23	21
② 人権教育・啓発推進研修事業	関係団体が主催する研修等へ参加する	研修等参加回数	回	7	9	9	9
③ 熊本市市町村人権啓発推進連絡協議会事業	協議会主催の会議や研修に参加	研修等参加回数	回	2	1	3	3

《事務事業の成果》 【19】

成果指標(意図の数値化)		計算方法又は説明	単位	R03目標 R03実績	R04目標 R04実績	R05目標 R05実績	R06目標
1	人権研修会等参加人数	研修会等に参加した市職員の延べ人数	人	15 9	220 230	25 381	300
2	市内街頭啓発者数	街頭啓発でチラシ等を受け取った人数	人	700 770	750 1100	900 1100	1000

《事務事業の評価》

	評価視点		判断理由	
(必要 妥当性 性)	【実施主体の妥当性】【20-1】 市が実施すべきであるか(民間、NPOなどが実施できないか。)	☒ 市が実施すべき ☐ 市が実施する必要はない	人権啓発事業を実施する民間事業者もあるが、職員を含め市民全体に周知・啓発することが重要であり、市が実施すべきである。	
	【目的の妥当性】【20-2】 社会情勢の変化により、目的(対象・意図)の見直しは必要でないか。	☒ 必要なし ☐ 必要あり	人権に関する課題は、普遍的に存在しており、主目的は変わらないため、見直しは必要ない。	
	【休廃止の影響】【20-3】 事務事業を休止・廃止をした場合、市民に影響はないか。	☐ 影響なし ☒ 影響あり	事業の休止・廃止は、市民全体の人権意識の低下を招き、差別事象の発生リスクが高まる恐れがある。	
有効性 【21】	【目標の達成度】【21-1】 成果指標の目標は達成できたか。 未達成の場合、原因はどのようなことが考えられるか。	☒ 達成 ☐ 未達成	学童保育での啓発活動を継続、職員研修はDVD等をプログラム化し、自発的参加が可能な動画視聴型研修としたことで十分達成できた。	
	【細事業の妥当性】【21-2】 目的(意図)を達成するため、細事業の構成は適当であるか。	☒ 適当 ☐ 不適当	啓発・研修等で、その推進が図れているため、細事業の構成は適当である。	
効率性 【22】	【コストの低減】【22-1】 コストの低減について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり	最低限のコストで実施しているため、検討の余地はない。	
	【執行過程の見直し】【22-2】 執行過程の簡素化・改善について、検討の余地はないか。(デジタル技術の導入など)	☐ 余地なし ☒ 余地あり	職員を対象にR5年度から活用を始めたYouTubeやDVDの動画視聴形式の研修を、市民向けに拡大できるような検討の余地がある。	
	【民間活力の活用】【22-3】 民間のノウハウ活用について、検討の余地はないか。	☐ 余地なし ☒ 余地あり	啓発活動においては、民間のノウハウ活用の可能性はあるものの、費用負担は大きくなる。	
	【類似事業との統合】【22-4】 目的が類似する他の事業との統合について、検討の余地はないか。	☐ 余地なし ☒ 余地あり	目的が類似する他の事業はないが、教育委員会の人権教育事業と協力実施可能な部分(研修や人権のつどい等)もある。	
公平性 【23】	受益者負担について、検討の余地はないか。 徴収を行っている場合は、負担水準(対象・金額)について検討の余地はないか。	☐ 余地あり ☒ 余地なし	受益者は市民であるが、啓発活動が目的であるため、徴収は適当ではない。	

《前回からのふりかえり結果と今後の方向性》

前回のふりかえりに対して 見直し・改善状況	(前回のふりかえりの内容)
	コロナの影響が減少してきたことに伴い、オンライン開催の利点も踏まえつつ、対面での研修会や啓発活動の規模拡大を目指す。
今後の方向性	(前回のふりかえりに対する見直し・改善状況)
	R5.5月にコロナがインフルエンザと同等扱いとなったことから、対面での「人権のつどい」や啓発活動を実施した。また、職員に対する人権意識の向上を図るため、DVD等の動画視聴型の研修も実施でき、啓発活動の幅を拡大できた。
今後の方向性に対する 見直し・改善の具体的な内容	☐ 拡充して継続 ☐ 現状のまま継続 ☐ 縮小して継続 ☒ 執行方法の改善 ☐ 休止・廃止 ☐ 終了
	新たな法律等を踏まえた内容も加えながら、費用負担を押さえつつ、啓発事業のやり方を工夫していく。 具体的には、職員研修で活用しているYouTubeやDVD視聴形式のプログラムを市民向けにも公開し、視聴者を増やす。 (都合のよい時間帯で学びたいテーマのプログラムを視聴することで、人権について「知る・学ぶ・気づく」きっかけづくりの機会とする。)

■評価責任者記入欄■

評価責任者(課長)の所見 【26】	新型コロナウイルス感染症が昨年5月に5類へと移行されたことに伴い、オンライン開催の利点も踏まえつつ新たな啓発活動を模索しつつ規模拡大を目指す必要がある。また、昨年、新たに理解増進法が施行されたことから、法令等の内容も踏まえ関係機関と連携しあらゆる機会を活用し啓発活動を推進する。	評価責任者 平川伸治
----------------------	---	---------------

事務ふりかえりシート

《基本情報》

事務事業の名称 【1】	人権啓発活動地方委託事業		所管課 【2】	人権啓発課	
			作成者(担当者)	平川裕一	
総合計画での位置付け 【3】	基本目標(章)	⑥公平で誇りの持てる社会づくり			
	主要施策(節)	(2)人権啓発の推進			
	施策区分	(1)人権教育と人権啓発活動の充実			
実施の根拠 (複数回答可) 【5】	☐ 市長公約				
	☒ 法令、県・市条例等【 人権教育・啓発推進法、人権啓発活動地方委託要綱、玉名市差別をなくし人権を守る条例 】				
	☒ その他の計画【 人権教育・啓発基本計画、第2次玉名市人権教育・啓発基本計画 】 ☐ 該当なし				
事業区分 【6】	☒ ソフト事業 ☐ 義務的事業 ☐ 建設・整備事業 ☐ 施設の維持管理事業				
	☐ 内部管理事務 ☐ 計画等の策定及び進捗管理事務				
会計区分 【7】	☒ 一般会計 ☐ 特別・企業会計【		款	3	項
			目	8	細目
					2

《事務事業の目的》

事務事業の実施背景(どのような問題又はニーズがあるのか) 【8】	人権問題の多様化・複雑化が進む中において、学童期から人権意識の高揚を図り、人権に対する正しい認識と理解を深める必要がある。
対象 (誰、何に対して、受益者等) 【9】	児童、保護者、教職員、地域住民、人権
意図 (どのような状態にしたいか) 【10】	花を育てる体験をすることで、生命の尊さを実感し、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得させる。同時に、班ごとに協力しながら活動を行うことにより、助け合うことの大切さへの理解を促し、人間関係づくりの機会とする。

《事務事業の概要》

事業期間 【11】	☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返し ☐ 期間限定複数年度		
	【 年度】	【 H17 年度から】	【 年度～ 年度まで】
事業主体 【12】	☐ 国 ☐ 県 ☒ 市 ☐ 民間 ☐ その他【		
実施方法 【13】	☒ 直営 ☐ 全部委託・請負 ☐ 一部委託・請負 ☐ 補助金等交付 ☐ その他【		
事務事業の具体的内容 【14】	【15】 事務事業を構成する細事業(1)本		
	⇒ ① 「人権の花運動」実施事業		
	②		
	③		

《事務事業実施に係るコスト》

			R03年度決算	R04年度決算	R05年度決算	R06年度予算	全体計画
投入コスト	事業費(千円)	国庫支出金	168	165	0	219	0
		県支出金	0	0	0	0	0
		起債	0	0	0	0	0
		受益者負担	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		一般財源	319	187	163	2	0
		【16】 小 計	487	352	163	221	0
	職員の費	職員人工数	0.50	0.15	0.27	0.27	
		職員の年間平均給与額(千円)	5,223	5,429	5,554	5,635	
		会計年度任用職員人工数	0.00	0.00	0.00	0.00	
		会計年度任用職員の年間平均給与額(千円)	1,632	1,382	1,325	2,374	
		【17】 小 計	2,612	814	1,500	1,521	
	合 計		3,099	1,166	1,663	1,742	

《事務事業の手段と活動指標》 【18】

事務事業を構成する細事業	手段(細事業の具体的内容)	活動指標	単位	R03実績	R04実績	R05実績	R06計画
① 「人権の花運動」実施事業	児童が花を種から育てる事を通して、人権意識の高揚を図る	実施学校数	校	2	2	1	1
②							
③							

《事務事業の成果》 【19】

成果指標(意図の数値化)		計算方法又は説明	単位	R03目標 R03実績	R04目標 R04実績	R05目標 R05実績	R06目標
1	「人権の花運動」参加者数	事業に参加した児童・教職員・保護者・地域住民等の人数	人	400 386	200 200	150 150	350
2							

《事務事業の評価》

	評価視点	判断理由
(必要 妥当性 性)	【実施主体の妥当性】【20-1】 市が実施すべきであるか(民間、NPOなどが実施できないか。)	☒ 市が実施すべき ☐ 市が実施する必要はない 国からの委託事業としては1年おきの事業となるので、継続して実施するために市が実施すべきである。
	【目的の妥当性】【20-2】 社会情勢の変化により、目的(対象・意図)の見直しは必要でないか。	☒ 必要なし ☐ 必要あり 近年の人権問題が多様化する社会情勢において、目的を変更せず人権尊重の意識づけを図る事業を継続して実施するため、見直しは必要ない。
	【休廃止の影響】【20-3】 事務事業を休止・廃止をした場合、市民に影響はないか。	☒ 影響なし ☐ 影響あり 継続実施が望ましいが、休廃止に伴う市民への影響はない。
有効性 【21】	【目標の達成度】【21-1】 成果指標の目標は達成できたか。 未達成の場合、原因はどのようなことが考えられるか。	☒ 達成 ☐ 未達成 学年に関係なく全校で花の世話に取り組んだことで、優しさや互いを思いやる心が体得できており、目標は達成している。
	【細事業の妥当性】【21-2】 目的(意図)を達成するため、細事業の構成は適当であるか。	☒ 適当 ☐ 不適当 目的を達成するための適当な構成である。
効率性 【22】	【コストの低減】【22-1】 コストの低減について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり 唯一コスト低減が可能であった「風船飛ばし」を令和5年度から廃止しており、これ以上検討の余地はない。
	【執行過程の見直し】【22-2】 執行過程の簡素化・改善について、検討の余地はないか。(デジタル技術の導入など)	☒ 余地なし ☐ 余地あり 事業内容は実施校の裁量に委ねており、画一的な対応が難しいことから、検討の余地はない。
	【民間活力の活用】【22-3】 民間のノウハウ活用について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり 必要最低限の予算枠内で実施しており、隔年は国からの委託事業であるため民間のノウハウ活用に検討の余地はない。
	【類似事業との統合】【22-4】 目的が類似する他の事業との統合について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり 目的が類似する他の事業はないため、検討の余地はない。
公平性 【23】	受益者負担について、検討の余地はないか。 徴収を行っている場合は、負担水準(対象・金額)について検討の余地はないか。	☐ 余地あり ☒ 余地なし 実施校は市立校であり、受益者負担について検討の余地はない。また、隔年の国の委託事業時については国の実施要綱に負担金に係る規定はない。

《前回からのふりかえり結果と今後の方向性》

前回のふりかえりに対して 見直し・改善状況 【24】	(前回のふりかえりの内容) 今後も引き続き、2校での実施を目指す。(令和5年度は実施希望校が1校であるため、1校のみ実施。) また、採取した花の種をつけた「風船飛ばし」を終了式として実施していたが、ヘリウムガス確保が困難になったことに伴い廃止する。令和5年度以降は、次年度の実施校や福祉施設へ種を渡すなど、当該実施校の意向を汲んだ代替案にて終了式を実施する。	
	(前回のふりかえりに対する見直し・改善状況) 令和5年度は実施希望が1校だったため、1校のみの実施であった。 これまでの「風船飛ばし」を廃止したことにより、天候による終了式実施日の変更などを検討する必要もなくなり、効率的・効果的な事業運営が可能となった。	
今後の方向性 【25】	☐ 拡充して継続 ☐ 現状のまま継続 ☐ 縮小して継続 ☒ 執行方法の改善 ☐ 休止・廃止 ☐ 終了	
今後の方向性に対する 見直し・改善の具体的内容	事業内容としては、現状のまま、毎年度1校での実施を継続することとする。 ただし、既に市内全ての小学校で1回は実施していることから、希望の有無や学校現場の実情等を考慮しながら、実施する・しないを検討することとする。	

■評価責任者記入欄■

評価責任者(課長)の所見 【26】	より効果的な人権意識の啓蒙事業内容となるよう実施希望校や関係機関と連携した取り組みを継続して実施する。	評価責任者 平川伸治
----------------------	---	----------------------

事務ふりかえりシート

《基本情報》

事務事業の名称 【1】	人権問題対策推進事業		所管課 【2】	人権啓発課		
			作成者(担当者)	宮本真由美		
総合計画での位置付け 【3】	基本目標(章)	⑥公平で誇りの持てる社会づくり				重点 施策 【4】
	主要施策(節)	(2)人権啓発の推進				
	施策区分	(1)人権教育と人権啓発活動の充実				
実施の根拠 (複数回答可) 【5】	☐ 市長公約					☐ 該当
	☒ 法令、県・市条例等【 人権教育・啓発推進法、人権擁護委員会法、いじめ防止対策推進法、玉名市差別をなくし人権を守る条例 】					
	☒ その他の計画【 人権教育・啓発基本計画、第2次玉名市人権教育・啓発基本計画 】 ☐ 該当なし					
事業区分 【6】	☒ ソフト事業 ☐ 義務的事業 ☐ 建設・整備事業 ☐ 施設の維持管理事業					
	☐ 内部管理事務 ☐ 計画等の策定及び進捗管理事務					
会計区分 【7】	☒ 一般会計 ☐ 特別・企業会計【 】 款 3 項 1 目 8 細目 3					

《事務事業の目的》

事務事業の実施背景(どのような問題又はニーズがあるのか) 【8】	多様化する社会情勢の中で、様々な人権課題に関する偏見や差別が発生しているため解決する必要がある。
対象 (誰、何に対して、受益者等) 【9】	市民、人権
意図 (どのような状態にしたいか) 【10】	人権課題に対する市民からの相談に対応し、その解決を図る。

《事務事業の概要》

事業期間 【11】	☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返し ☐ 期間限定複数年度 【 年度 】 【 H17 年度から 】 【 年度～ 年度まで 】		
事業主体 【12】	☐ 国 ☐ 県 ☒ 市 ☐ 民間 ☐ その他【 】		
実施方法 【13】	☐ 直営 ☐ 全部委託・請負 ☐ 一部委託・請負 ☐ 補助金等交付 ☒ その他【 直営(補助金等交付含む) 】		
事務事業の具体的内容 【14】	・人権問題相談に対し、法務局や人権擁護委員、各種団体等と協議し問題解決につなげる。 ・法務局への人権擁護委員推薦及び玉名人権擁護委員協議会への補助金交付により、相談体制及び啓発活動の充実を図り問題解決につなげる。 ・本堂山墓地公園の管理組合と清掃業務委託契約を結び管理する。 ・必要に応じていじめ調査委員会を設置し、教育委員会内のいじめ問題の調査結果を再調査する。		
	【15】 事務事業を構成する細事業(6)本		
	⇒ ① 人権相談事業		
	② 玉名人権擁護委員協議会補助事業		
	③ 人権擁護委員推薦事務		

《事務事業実施に係るコスト》

			R03年度決算	R04年度決算	R05年度決算	R06年度予算	全体計画
投入コスト	事業費(千円)	国庫支出金	0	0	0	0	0
		県支出金	0	0	0	0	0
		起債	0	0	0	0	0
		受益者負担	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		一般財源	419	416	413	677	0
		【16】 小 計	419	416	413	677	0
	職人 員 件 の 費	職員人工数	0.20	0.10	0.25	0.25	
		職員の年間平均給与額(千円)	5,223	5,429	5,554	5,635	
		会計年度任用職員人工数	0.00	0.00	0.00	0.00	
		会計年度任用職員の年間平均給与額(千円)	1,632	1,382	1,325	2,374	
		【17】 小 計	1,045	543	1,389	1,409	
	合 計		1,464	959	1,802	2,086	

《事務事業の手段と活動指標》 【18】

事務事業を構成する細事業	手段(細事業の具体的内容)	活動指標	単位	R03実績	R04実績	R05実績	R06計画
① 人権相談事業	人権に関する相談会を開催し問題を解決する	相談開催会場数 × 相談回数(3回)	カ所	4	4	12	12
② 玉名人権擁護委員協議会補助事業	人権問題を解決するために協議会に補助金を交付する	補助金交付件数	件	1	1	1	1
③ 人権擁護委員推薦事務	法務省への人権擁護委員推薦(任期満了時期での委員数変動はあるが途切れさせない)	年度推薦人員数	人	4	5	6	4

《事務事業の成果》 【19】

成果指標(意図の数値化)		計算方法又は説明	単位	R03目標 R03実績	R04目標 R04実績	R05目標 R05実績	R06目標
1	相談助言率	相談件数に占める助言数の割合	%	100 100	100 100	100 100	100 100
2	人権擁護委員充足率	人口規模による委員数(10人)に占める年度当初の委員数の割合	%	100 150	100 150	100 150	100 100

《事務事業の評価》

	評価視点		判断理由	
(必要 妥当性 性)	【実施主体の妥当性】【20-1】 市が実施すべきであるか(民間、NPOなどが実施できないか。)	☒ 市が実施すべき ☐ 市が実施する必要はない	人権擁護委員の推薦は市が行うもので、人権擁護委員が主体となる人権相談事業は、市が実施すべきである。	
	【目的の妥当性】【20-2】 社会情勢の変化により、目的(対象・意図)の見直しは必要でないか。	☒ 必要なし ☐ 必要あり	人権に関する課題は普遍的に存在しており、主目的は変わらないため、見直しは必要ない。	
	【休廃止の影響】【20-3】 事務事業を休止・廃止をした場合、市民に影響はないか。	☐ 影響なし ☒ 影響あり	相談事業を必要とする市民が存在するため、休廃止により市民への影響がある。	
有効性 【21】	【目標の達成度】【21-1】 成果指標の目標は達成できたか。 未達成の場合、原因はどのようなことが考えられるか。	☒ 達成 ☐ 未達成	特設人権相談所開設に係る助言を行い、任期満了等に伴う人権擁護委員の推薦も欠員なくできている。	
	【細事業の妥当性】【21-2】 目的(意図)を達成するため、細事業の構成は適当であるか。	☒ 適当 ☐ 不適当	目的達成のために適当な構成となっている。	
効率性 【22】	【コストの低減】【22-1】 コストの低減について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり	玉名管内2市4町の人権擁護委員で構成する協議会への補助金は、委員数に応じた金額であり、各種活動の継続には検討の余地はない。	
	【執行過程の見直し】【22-2】 執行過程の簡素化・改善について、検討の余地はないか。(デジタル技術の導入など)	☒ 余地なし ☐ 余地あり	事業内容が、補助金交付及び委託事業であるため、改善の余地はない。	
	【民間活力の活用】【22-3】 民間のノウハウ活用について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり	人権問題対策事業は、民間が行う事業ではない。	
	【類似事業との統合】【22-4】 目的が類似する他の事業との統合について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり	目的が類似する他の事業はない。	
公平性 【23】	受益者負担について、検討の余地はないか。 徴収を行っている場合は、負担水準(対象・金額)について検討の余地はないか。	☐ 余地あり ☒ 余地なし	受益者は市民であるが、人権問題相談等に対する負担金の徴収は適当ではない。	

《前回からのふりかえり結果と今後の方向性》

前回のふりかえりに対して 見直し・改善状況	(前回のふりかえりの内容)		
	相談体制の充実に向け、引き続き関係機関との連携強化を図る。		
	(前回のふりかえりに対する見直し・改善状況)		
【24】	4カ所の特設相談会場のうち、玉名会場を商業施設の奥まった一室としたことで周知が行き届かず、最初(6月)の相談所開設時の反省点となった。しかし、9月及び12月の開設時には、関係機関との連携により周知方法を工夫し、相談所開設ができた。		
今後の方向性	☐ 拡充して継続 ☒ 現状のまま継続 ☐ 縮小して継続 ☐ 執行方法の改善 ☐ 休止・廃止 ☐ 終了		
【25】			
今後の方向性に対する 見直し・改善の具体的内容	人権問題も多様化している中、これまで同様に充実した相談体制維持のため、関係機関と連携し事業を継続する。		

■評価責任者記入欄■

評価責任者(課長)の所見 【26】	法務局をはじめ人権擁護委員等と十分連携し、新たに「理解増進法」も施行されたことから、相談者に配慮した相談体制の充実にも努める。	評価責任者
		平川伸治